

# 「パートタイム・有期雇用労働法」等オンライン説明会 ご 案 内

働き方改革関連法により「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（「パートタイム労働法」）が改正され、令和2年4月1日、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（「パートタイム・有期雇用労働法」）が施行されました。中小企業においては、令和3年4月1日から同法が適用されます。

加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、働き方の見直しのためテレワークの導入等が望まれることから、沖縄労働局では沖縄働き方改革推進支援センターとの共催により、オンライン説明会を開催いたします。

日時

令和3年2月24日(水) 14時～16時

主催

沖縄労働局、沖縄働き方改革推進支援センター

対象

事業主、人事労務担当者等 定員90名(定員になり次第終了)



## ◆内 容

- ・「パートタイム・有期雇用労働法」同一労働同一賃金ガイドラインの概要
- ・同一労働同一賃金に関する企業の具体的な対応について  
～ 最近の裁判例、相談事例の御紹介、評価制度等 ～
- ・働き方の見直しのためのテレワークや特別休暇の導入について
- ・各種助成金制度の御紹介 等

## ◆申込方法

「沖縄働き方改革推進支援センター」ホームページから2月16日(火)までにお申し込みください(ホームページ <https://www.okinawa-hatarakikata.jp>)

## ◆◆お問い合わせ先◆◆

- ・説明会の内容について  
沖縄労働局 雇用環境・均等室 : TEL (098)868-4380、FAX (098)869-7914
- ・WEB上での申込について  
沖縄働き方改革推進支援センター : 0120-420-780、0120-420-781

## ◆ 説明会の申込方法、視聴方法

「沖縄働き方改革推進支援センターホームページ」からお申込みいただけます。

( <https://www.okinawa-hatarakikata.jp> )

ホームページトップ画面右側「オンライン説明会お申し込みはこちら！」をクリックし、申込フォームの手順に沿って、事業所名、参加者氏名等の必要事項を入力した上で、「送信」をクリックすると申込が完了します。

(申込完了の確認メッセージと、参加方法のご案内メールを開催日の3日前までに登録されたメールアドレスあてに送信する旨、表示されます。)



メールアドレスが間違っていると「招待メール」が届きませんので、登録時にはご注意願います。

- 申込は、参加ご希望の方は、2月16日(火)までに、ご登録をお願いいたします。  
また、沖縄労働局からの「テレワーク実施に関するアンケート」にご協力いただきますようお願いいたします。  
申込受付後、説明会開催3日前までに、沖縄働き方改革推進支援センターからWEB会議システムZoomの入室用URL、ID、パスワードを記載した招待メールを送信します。
- 全日程、Zoom (WEB会議アプリ) を使用します。  
開始時間10分前には招待メールに記載したURLをクリックしてご参加ください。  
(最初の画面「ミーティングに参加する」にミーティングIDとなる「ID」を入力、次の画面で「名前とミーティングパスワードを入力してください」にお申し込み時に入力された「氏名」と招待メールに記載された「パスワード」を入力、「ミーティング参加」をクリックすると会議室に入室できます。)
- スマートフォンは無料アプリのダウンロードが必要です。  
パソコンの場合は必要ありませんが、事前にダウンロードした上で基本操作に慣れていただきますと当日のご参加も安心です。
- 長時間の動画による説明会となりますので、スマートフォンよりもケーブル付きのパソコン端末からのご参加をお勧めします。
- お申込の際にご提供いただいた個人情報は、本説明会の管理運営以外に使用しません。